

議案第三一號

三朝町公民館設置管理條例制定について

三朝町公民館設置管理條例を次のように定めるものとする

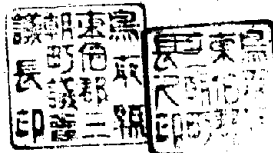
昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議会議長 天 野 廉

原案可決



三朝町公民館設置管理條例

第一條 社会教育法（以下「法」という。）や二十條の目的を達成するため町に公民館を

第二條 各支館に分館を設置すること及びできる。

第三條 公民館は三朝町教育委員会が管理する。

第四條 本館に次の職員を置く。

一 館長 一名

二 主事 若干名

三 書記 若干名

2 支館は必要に応じて一以上の職員を置くことができる。

3 館長は公民館の行う各種事業の企画運営その他必要な事業を行い前属職員を監督する。

4 支館長は館長と緊密な連絡をとり支館の運営に当る。

5 主事書記は館長の命を受け館務に従事する。

6 公民館職員は給与は三朝町職員の給与條例を準用する。

7 公民館職員は他の公務員を以て兼任させることができる。

第五條 法や二十條の規定により公民館に公民館運営審議会委員を置く。

2 運営審議会委員は各支館三名以内としその任期は二年とする。

3 運営審議会委員の費用弁償は毎年度予算の範囲内に於てこれを支給する。

第六條 この條例の施行に關し必要な事項は規則でこれを定める。

2 1

施行の日より廃止する
三朝町公民館設置管理條例(昭和二十八年三朝町條例第十六号)はこの條例
この條例は昭和三十一年四月一日より施行する
附則